

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第10号

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和33年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第9条第4項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「いう。）」の次に「や駐車場等の料金を証明する書類」を加える。

第5条第1号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

第7条第2号中「同条第3項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同条第3号中「同条第3項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第3項第2号」に改める。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第1項中「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同条第2項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第8条 条例第9条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること

とする。

- (1) 第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第9条 条例第9条第4項の規則で定める職員は、第7条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第10条 条例第9条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 町長が定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 2 この規則の施行の日前から駐車場等（寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年寒川町条例第1号）による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。